

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	職業転換給付金支給認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、職業転換給付金支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職業転換給付金支給認定事務
②事務の概要	・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、給付金を支給する事務 ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第二条に係る申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
職業転換給付金支給認定関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 72及び135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第41条の3及び第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第9条第1項 別表 23及び95の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125及び161の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条及び第48条 【情報照会】 ・番号法第9条第1項 別表 72及び135の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 98の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第41条の3及び第74条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課
②所属長の役職名	職業能力開発課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課(054-221-2822)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課(054-221-2822)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	II しきい値項目	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	しきい値判断に伴う変更
令和7年1月10日	I 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項 別表第一 51及び101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第41条の2及び第73条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表 72及び135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第41条の3及び第74条 	事後	法令改正に伴う変更
令和7年1月10日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供】 番号法第9条第1項 別表第一 15及び63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条及び第48条 番号法第19条第8項 別表第二 26及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条 【情報照会】 番号法第19条第8項 別表第二 71及び121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条の2及び第59条の4 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供】 番号法第9条第1項 別表 23及び95の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125及び161の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条及び第48条 【情報照会】 番号法第9条第1項 別表 72及び135の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 98の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第41条の3及び第74条 	事後	法令改正に伴う変更